6-4 EU 木材規則の実施

6-4-1 EU 木材規則に関連した国内法令と体制

(1) 法令の改正と執行体制

フィンランド政府は、EU 木材規則(以下、「EUTR」という。)のフィンランド国内での実施のために法整備を行った。フィンランドへの EUTR 導入のために制定した法律は、木材及び木材製品の市場投入に関する法律(Valtioneuvoston asetus geodeettisesta laitoksesta annetun valtioneuvoston asetuksen muuttamisesta)(以下、「市場投入法」という。)であり、フィンランド政府は、同法の制定と前後して、EUTR の実行に必要な改正をいくつかの法令について行っている。

制定または改正が行われた主な法令は、次のものである。

① 市場投入法の制定及び刑法改正

市場投入法は、EUTR 及び EUTR に基づき発効した法律行為のフィンランドでの実施を目的として 2014 年 1 月 1 日に施行した。

フィンランドでは、「違法伐採材」の法令上の定義を市場投入法により示している。同法は「違法伐採材」を「EUTR 第2条(g)の規定に掲げている木材をいう」と定義している ⁸¹。EUTR 第2条(g)の規定では、「違法伐採」を「伐採国の適用法に違反した伐採」と定義している。

内国での伐採及び国産材の合法性確保については、市場投入法の制定及び刑法改正法 案に方針が示され、同法案には「伐採は、森林法及び伐採に関する他の法令を遵守しなければならない。森林法の目的は、森林が持続可能な適正な生産を続け、生物多様性を維持できるように経済、生態系及び社会の各側面において持続可能な森林の管理及び利用を担保することにある。伐採が森林法に基づき行われる場合、フィンランドで生産された木材は持続可能性の原則に合致したとみなせる」⁸²と記されている。すなわち、森林法及び伐採に係る諸法令で厳格な森林及び木材生産の管理を行っているので、法令が定めた行為及び手続きを経た国産材は合法であるとの解釈である。

なお、EUTR 第5条の規定は、取引業者(Trader)に木材または木材製品のサプライチェーン全体を通じて納入した取引業者または事業者(Operator)を特定する義務を課している。しかし、フィンランドではこの義務の履行を国内の全ての取引業者に課していない。フィンランドの法令が定めるサプライチェーンの把握については、木材検量法第22

⁸¹ 市場投入法第3条第4項。

⁸² 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』("Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta")(HE 75/2013)、2013 年、4.3 項。

条の規定による天然資源研究所への工場検量結果の報告で実施されているだけである。

市場投入法の制定及び刑法改正法案では、EUTRの要求事項を、デューデリジェンスの実施を前提として 83、第一に管轄官庁を一つ以上指定すること 84、第二に罰則規程を設けて規則遵守を担保する措置を設けること 85と整理している 86。フィンランド政府は国会において同法案により、前者にあっては市場投入法の制定、後者にあっては刑法の環境犯罪の章に「木材犯罪」の規定 87を加える提案をした。

フィンランド政府は EUTR の第一の要求事項である管轄官庁を一つ以上指定する件について、市場投入法第2条の規定で、市場投入法の実施に関して次表に掲げた管轄官庁及び協力機関が職務を遂行すると定めて対応した。

表6.41 木材市場投入法執行体制								
区分		機	関 名					
管轄官庁 (Competent Authority)		食料局 (Finnish Food Authority)						
		林業センター (Finnsh Forest Centre)						
t	協力機関	税関 (Finnish Customs)						
		フィンランド環境研究所(Finni	sh Environment Institute)					
		BM TRADA Suomi	(フィンランドTampere市)					
監視団体 (Monitoring Organization)		Bureau Veritas Finland	(フィンランドHelsinki市)					
		Control Union Certifications B.V	(オランダZwolle市)					
		DIN CERTCO	(ドイツBerlin市)					
		NEPCon	(エストニアTarutu市)					
		SGS Finland	(フィンランドHelsinki市)					
		Soil Association Woodmark	(英国Bristol市)					

資料:木材及び木材製品の市場投入に関する法律第2条及び食料局提供資料。

市場投入法の具体的内容については、昨年度の報告書 88に掲載したので記載を省略する。ただし、フィンランドでは 2018 年から行政組織の再編が行われ、これにともない市場投入法が指定している管轄官庁が地方行政庁(Agency for Rural Affaires)から食料局(Finnish Food Authority)に変更された事実が昨年度の調査後に判明した。このため、昨年度の報告書と本報告書に記載している行政機関の名称が異なっているので注意されたい。

٠

⁸³ 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』("Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta") (HE 75/2013)、2013 年、第 1 項。

⁸⁴ EUTR 第7条。

⁸⁵ EUTR 第 19 条。

⁸⁶ 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』("Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta") (HE 75/2013)、2013 年、2.4 項。

⁸⁷ 刑法第 48a 章第 3 b 条。

⁸⁸ 林野庁、平成 29 年度林野庁委託事業、『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集 (欧州地域等)報告書』、2019年3月、236頁。

すなわち、市場投入法制定当初から 2018 年上半期までは、地方行政庁が管轄官庁に指定され、食品安全局 (Finnish Food Safety Authority) が税関、林業センター及びフィンランド環境研究所 89とともに管轄官庁が割り当てた業務を遂行する「協力機関」に指定されていた 90。しかし、主に EU からの補助金を地方自治体に配分する業務を行っていた地方行政庁は小規模な組織であったため、2018 年下半期から食品安全局から名称を変更した食料局の一部署として、それまでの組織を変更することなく組み込まれた。現在、管轄官庁の業務は、食料局の中の旧地方行政庁の部署 91が引続き担当している 92。

フィンランドの市場投入法の特徴の一つは、監視団体に係る規定がないことである。このため管轄官庁である食料局は、EUTR 第8条第4項の規定が定める管轄官庁による監視団体の定期的な検査を実施していない。

EUTR 第 19 条の規定が定めた加盟国における罰則規定の設定については、刑法第 48章 (環境犯罪)の中に第 3 (b) 条として「木材犯罪」の条項を加えて対応した。刑法第 48章 第 3 (b) 条の規定の本文には、「EUTR に違反して違法に伐採された木材またはその木材から製造された木材製品を事業目的で販売した者には、他の法律によるより厳しい罰則 93が適用されなければ、木材犯罪に対する罰金または 6 か月以下の懲役を課す」と記されている。

表6.42 罰則の対	付象行為						
区分	罰則対象行為						
1. 故意の違法行為	森林法の伐採関連規定への意図的違反行為。						
	森林法または自然保護法が定める伐採禁止地域 での伐採。						
	原産地情報の入手努力を怠った場合。						
	合法性を示す書類の偽造を認識しながら放置し た場合。						
	違法木材の認識がありながら流通または取引を した場合。						
2. 故意のデューデリ	流通(出荷)禁止措置違反またはその未遂。						
ジェンスシステム 履行義務違反	デューデリジェンスシステム未設定。						
13 33 33 33	デューデリジェンスシステムの重大な不備 (リスク評価及びリスク低減の体制未整備並びに原産地国情報の欠落)。						
3. トレーサビリティ							
義務違反	合(トレーサビリティー情報に関する軽微な不 備は故意とみなさない)。						
資料:フィンランド食料局提供資料							

木材犯罪の罰則に該当する行為は、故意の違法行為、故意のデューデリジェンスシス

92 食料局市場投入法担当官による解説。

⁸⁹ フィンランドで CITES のリストに掲載された動植物の取引の許可書発行業務を担当している機関。

⁹⁰ 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第2条。

⁹¹ Market Department.

⁹³ 輸出入に係る EU 規則違反また森林及び自然保護の関連法令違反の罰則は、罰金または 2 年以下の懲役。

テム履行義務違反及びトレーサビリティ義務違反であり⁹⁴、これら三つのカテゴリーに含まれる罰則対象行為は表 6.42 に掲げたものである。この内、区分の 2 及び 3 の事項は、「重大な違反」とみなされ⁹⁵、管轄官庁が発する是正命令の対象になる⁹⁶。

市場投入法では、デューデリジェンスシステムに係る義務の遵守に不備が認められたときは、管轄官庁が事業者にデューデリジェンスシステムの不備の是正または不適合行為の中止もしくは是正を完了するまでの期限を示した書面による勧告を通達する定めになっている ⁹⁷。そして、次に示した場合で、この通達が指定した期日までに是正がなされないときは、管轄官庁は事業者に期限付きの改善命令を発する。

- 事業者がデューデリジェンスシステムを備えずに木材または木材製品を販売した場合。
- 事業者のデューデリジェンスシステムに重大な不備が繰返し見つかった場合。

管轄官庁は、改善命令が指定した期日までに改善がみられない場合、事業者が是正せずに扱った木材または木材製品の販売を禁止できる定めになっている 98。

この禁止措置は、「合法的に伐採された木材及び木材製品のみが流通できる」という概念の提示が目的で、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止及び防止する手段に関する条約(文化財不法輸出入等禁止条約)⁹⁹との関連から、違法な行為により取得された財産は、法令による保護の対象外であるという概念を大前提としている ¹⁰⁰。

罰則の対象行為に該当するかの判断にあたって重要なのは、その行為が「故意」であったかどうかの判断である。故意の判断基準は、刑法が定めている。刑法の規定によれば、加害者が起こした結果の原因が加害者の目的である場合または生じた結果を特定の行動もしくは可能性として予想していた場合は、結果を故意に引き起こしたとみなす 101。

違反者の行為が故意であると判断するためには、過失ではない事実を証明しなければ ならない。刑法は過失について、状況により要求または必要とされる注意義務に違反した

95 市場投入法第9条。

98 市場投入法第9条。

231

⁹⁴ 市場投入法第 12 条。

[%] 食料局提供資料及び市場投入法担当官による解説。

⁹⁷ 市場投入法第8条。

⁹⁹ Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property.

^{100 『}木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第48a条改正案』("Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta") (HE 75/2013)、2013年、第4項。

¹⁰¹ 刑法第3章第6条。

とき、その行動は過失となると定め、さらに「重過失」については、注意義務の重要性、 危険にさらされた利益の重要性、違反の可能性、危険を選択した意図及び行為並びに加害 者に関連するその他の状況を総合的に評価して決定すると定めている ¹⁰²。

違反行為が故意に該当するか、木材が違法伐採材に該当するかの判断は裁判所が下す。このため管轄官庁は、違法行為を疑うに充分な根拠がある事案を見い出したときは、軽微な事案または公共の利益を理由にその事案のより詳細な調査を必要としない場合を除き、公判前調査を実施するための違法行為に係る報告を公判前調査機関に行う義務を負っている。市場投入法では、検察官にあっては被疑者を市場投入法違反または木材犯罪で告訴する前に管轄官庁と協議すること、裁判所にあっては違反行為または犯罪に係る聴取を行うときは管轄官庁に聴取を行う機会を与えた上で審議に入ることを定めている 103。

② 森林法改正

改正した森林法 (Metsälaki) は 2013 年 6 月 13 日に制定され、2013 年 12 月 20 日に施行された。このときの森林法改正法案では、林業振興、地権者保護及び生物多様性維持の強化並びに森林法遵守の監督権限の簡素化がなされた。この法案には、EUTR を直接表現する字句はないが、EUTR は各国が制定する罰則について「効果的で均衡がとれ抑止力があるもの」を要求しているため 104、同法案では森林に係る犯罪を過失から重過失に変更する必要性が唱えられ、これが国会に提出された市場投入法制定の法案に、刑法に「木材関連違法行為」の規定を加える改正案を併記する根拠の一つになっている。さらに、この森林法改正では、森林利用宣言書の提出期限の明確化が行われた 105。

③ 木材検量法改正

木材検量法(Laki puutavaran mittauksesta)は 2014 年 6 月 27 日に改正法が制定され、2015 年 1 月 1 日に施行された。同法の改正法案では、改正の背景の一つとして EUTR の制定をあげ、EUTR は具体的な検量そのものには影響を及ぼさないものの、デューデリジェンスの実施における国産材の正量取引及び売手と買手の役割を重要視しているため改正が必要であると述べている 106。同法改正の目的は、木材取引量の拡大及び検量当事者 107間の信頼性の向上並びに全ての種類の木材製品の新たな市場開拓及び取引契約環境の

¹⁰² 刑法第3章第7条第1項・第2項。

¹⁰³ 市場投入法第 11 条。

¹⁰⁴ EUTR 第 19 条第 2 項。

¹⁰⁵ 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第48a条改正案』("Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta") (HE 75/2013)、2013年の法案主旨説明。

¹⁰⁶ 『木材検量法改正法案』("Hallituksen esitys eduskunnalle laiksi puutavaran mittauksesta")(HE 192/2012)、 2012 年、2.3 項「国際開発及び EU 規則」。

¹⁰⁷ ここでの検量当事者とは、売手及び買手をいう。

改善にあった 108。

フィンランドの丸太、チップその他の輸出用を含む未加工木材の取引は、木材検量法の規定により検量士の有資格者が行う検量結果 ¹⁰⁹に基づかなくてはならない。この検量結果は、図 6.4 として掲げた「工場検量報告書」の様式により天然資源研究所に送られ ¹¹⁰、同研究所のデータベースで管理される。このデータベースの数値は、林業センターがデータベースで管理する森林利用宣言書の内容と照合できるので、工場検量報告書の数値をもとに工場が発する納品書は、森林利用宣言書とともに合法性の書類として認められている。

多くの林産物を輸出するフィンランド材の合法性の信頼度を高めるために、より精度が高い検量方法及び検量手順の設定並びに検量結果の疑義解決 ¹¹¹を含む検量当事者の権利の見直しを行う木材検量法の改正は、EUTR を国内に導入するために必要な事項であった。

④ 強制措置法改正

強制措置法 (Pakkokeinolaki)が 2013 年 12 月 30 日に改正され、2014 年 1 月 1 日に施行された。EUTR 第 10 条の規定は、管轄官庁は事業者に課された義務及びデューデリジェンスシステムの実施の遵守を検査し、検査において不適合結果が生じたときは、木材及び木材製品の押収または販売禁止措置を緊急の暫定措置として講じられると定めている。フィンランドでは、この不適合事案の内容が刑事事件であるときに、強制措置法の押収規定及び出荷停止規定を適用して対応する。

EUTR のフィンランド国内への導入のために行われた強制措置法の改正内容は、「輸送中の物品の没収」¹¹²及び「押収または再加工防止のための出荷停止」¹¹³並びに家宅捜索に係る規定 ¹¹⁴の見直しであった。

「押収または再加工防止のための出荷停止」の規定は、逮捕権限を有する者が押収を 決定すると定めている。押収できる物件については、刑法の規定により「犯罪によっても

¹⁰⁸ 『木材検量法改正案』 ("Hallituksen esitys eduskunnalle laiksi puutavaran mittauksesta") (HE 192/2012)、 2012 年、第 3 項「法案の主な対象及び目的」。

¹⁰⁹ 木材検量法第4章 (第20条-第26条)。

¹¹⁰ 木材検量法第22条及び第32条。

¹¹¹ 木材検量法第 27 条-31 条。検量当事者間に工場での検量結果に係る疑義が生じたときは、天然資源研究所に公式 検量を申請できる。同研究所の公式検量士は、検量の技術的な面から疑義の原因を究明し、必要に応じて再検量 を実施し、検量当事者に調査結果または公式検量の結果を通知できる。

¹¹² 強制措置法第7章第5条。

¹¹³ 強制措置法第7章第6条。

¹¹⁴ 強制措置法第8章。

たらされた物」と定義され、ライセンスを得ることなく行った罰則対象行為によりもたらされた物品も押収対象物件になっている 115。

原則として、押収行為を実施できる機関は警察である。税関は、法令により犯罪の防止または捜査を行う上で必要と判断できる合理的な根拠があるときでも、押収できる物品は通関手続きを経ていないものに限定され、物品に違法性があっても輸入の差止めはできるが押収はできない ¹¹⁶。ただし、警察は、関税法で定める税関措置の執行権 ¹¹⁷とともに違法に生産、輸入及び加工された物品を押収する権限を持っている ¹¹⁸。

このように、フィンランドでは刑事事件に係る物品については、捜査当局により強制 措置法が規定する押収または出荷停止措置がとられるものの、行政当局である管轄官庁に は、刑事事件の捜査権限及び強制措置法上の押収または捜査の権限がない。このため市場 投入法の遵守を確認する検査で違法行為が検出されたときの管轄官庁の対応は、是正勧告 及び是正命令並びに販売禁止命令の発令または捜査当局への違反の通報に限られている。

6-4-2 EU 木材規則の実施

(1) 市場投入法関連機関

① 管轄官庁 (Competent Authority) 及び協力機関

フィンランド国内での EUTR の実施を目的とした市場投入法は、2014 年 1 月 1 日に施行され、この施行により EUTR がフィンランド国内で実施できるようになった。

現在のフィンランドの EUTR 実施機関は、管轄官庁としての食料局、協力機関としての林業センター、税関及びフィンランド環境研究所である。

管轄官庁であり、市場投入法の輸入林産物に係る監督を行っている食料局は、2019年9月現在、本部をフィンランド南西部のセイナヨキ市(Seinäjoki)に置き、首都ヘルシンキ市を含む全国20か所に支部を配し、約1,000人の職員を擁している。この内、市場投入法担当官の人数は、旧地方行政庁の職員であった4人である。市場投入法に係る通常の実務は、輸入林産物にあっては食料局が税関の協力を得ながら、国産材にあっては林業センターが行っている。

② 監視団体(Monitoring Organization)

EUTR では監視団体にデューデリジェンスシステムの管理、定期的評価及び事業者が

116 関税法第 14 条。

¹¹⁵ 刑法第章第5条。

¹¹⁷ 警察法第 10a 条。

¹¹⁸ 警察法第 14 条。

利用する権利の承認並びに事業者によるデューデリジェンスシステムの適正な利用の確認 及びこの確認により重大なまたは反復的違反が検出されたときの管轄官庁への通報を含む 適切な措置の履行の義務を課している ¹¹⁹。

監視団体は、団体からの認証申請を受けた欧州委員会が加盟国と協議した上で加盟国にその認証を通知する 120。フィンランドでは、表 6.41 に掲げた七つの団体が監視団体として登録している。しかし、前述のようにフィンランドでは監視団体に係る法令の規定がないため、管轄官庁である食料局は、国内で活動する監視団体の登録は行っているものの、EUTR が規定する監視団体の定期的検査 121は行っていない。さらに食料局では、監視団体が管理しているデューデリジェンスシステムの事業者(Operator)による利用状況を含む監視団体の活動状況についても把握していない。

監視団体が用意しているデューデリジェンスシステムの企業による利用については、フィンランド林産業協会でもそのような情報に接したことがないという。フィンランドでは ISO による企業行動の標準化が広く普及し、大手林産物企業が設定した行動規範及び調達基準を数多くの中小規模の下請企業及び取引先企業も遵守せざるを得ない体制が構築されている。大手林産物企業の行動規範及び調達基準は、ウェブサイトで一般に公開され、誰でも入手できるようになっている。さらに、デューデリジェンスを含む企業の行動及び調達について、大手林産物企業は自社内だけでなく下請企業及び取引先企業への教育訓練も行い、さらに林産物団体も教育支援を続けている。

このようなことから、市場投入法が施行される前に企業の行動規範及び調達基準としてデューデリジェンスを実施するための基礎が既に構築されていたため、市場投入法施行後に監視団体が用意しているデューデリジェンスシステムをあえて導入する林産物企業が現れなかったまたは少なかったと考えられている。ただし、林産物の輸入は日常的継続的に行う者だけで占められているわけではない。市場投入法の法案には、2012 年実績でEU域外から木材及び木材製品を輸入した約2,500 社の内、年一回しか輸入をしていない業者が1,500 件程度存在したと記されている 122。市場投入法施行当時、管轄官庁であった地方行政庁及び関係団体は、市場投入法の施行前に数多くのセミナーを開催し、同法施行後も広報活動を行った。しかし、年一回の「スポット的」輸入を行う企業や個人で団体に加入していない者の中には、市場投入法施行前のセミナーに参加していない者がいたため、デューデリジェンスシステムの知識がない者及びデューデリジェンスシステムに係る

¹²⁰ EUTR 第 8 条第 2 項。

¹¹⁹ EUTR 第 8 条第 1 項。

¹²¹ EUTR 第 8 条第 4 項。

¹²² 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』("Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta")(HE 75/2013)、4.2 項。

文書を備えていない者が相当数存在していた 123。食料局は、このような企業への指導を 現在も継続し、法令違反の防止をはかっている。

③ 事業者 (Operator) 及び取引業者 (Trader)

市場投入法における事業者及び取引業者の定義は、EUTR に同じである 124。EUTR で は事業者を「木材または木材製品を市場に出荷するあらゆる個人または法人をいう」と定 義し、取引業者を「商業活動の過程で、域内市場へ既に出荷されている木材または木材製 品を域内市場で販売または購入するあらゆる個人または法人をいう」と定義している ¹²⁵。具体的には、フィンランドでは輸入林産物の事業者は EU 域外から林産物を輸入する 者であり、国産材の事業者は森林所有者である 126。

農林省及び食料局は、前段落の定義に該当する者をそれぞれ事業者または取引業者と 位置付けて、市場投入法の運用及び監督を行っている。しかし、事業者及び取引業者の登 録制度は設けていない。すなわち、農林省及び食料局は登録した特定の者ではなく、「木 材または木材製品を市場に出荷した個人または法人」を事業者、「商業活動の過程で、域 内市場に既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入した個人ま たは法人」を取引業者と位置付けて市場投入法を執行している。

食料局提供資料によれば、2018 年に EUTR の対象となる林産物を輸入した事業者数 は、約2,000件である。

(2) 林業センターによる国産材の検査

国産材について市場投入法の運用を管理している林業センターの業務は、内国の森林管 理及び木材生産における森林法その他の森林関連法令の遵守確認にある。その具体的な内 容と手順は、6-3-1項の(2)で詳しく述べたので、この項での報告は省略する。

(3) 管轄官庁による林産物輸入事業者の検査

食料局提供資料によれば、2018年にEUTRの対象となる林産物の輸入額は、約6億 3,000 万ユーロで、主要輸入相手国はロシア(80%)、ブラジル(9%)、中国(3%) であった。EUTR 対象林産物を輸入する事業者(Operator)は約2,000 件であり、上位 100 件の事業者が輸入額の 94%を、550 件の事業者が 1 万ユーロ以上の EUTR 対象林産 物の輸入を行っている。

¹²⁵ EUTR 第 2 条 (c) 及び (d)。

¹²³ 食料局及びフィンランド林産物協会での聞き取り調査結果。

¹²⁴ 市場投入法第3条第2項・第3項。

¹²⁶ 農林省担当官による解説。隣国スウェーデンでは、素材生産を行う者を事業者としている。

EUTR 対象林産物の8割を占めるロシア産林産物の内訳は、主にロシア北西部産のスプルース、パイン及びカバのパルプ用材(ロシアからの輸入額の約45%)、チップ及びペレット(同20%)及び製材品(同20%)である。ロシアとフィンランドの間では、チップを加工工場から隣国のペレット工場にまたは製造したペレットを隣国に、トラックで輸出することが多く、輸入件数ではチップ及びペレットが一番多くなっている。

ロシアから EUTR 対象林産物を輸入する事業者数は約300 件であり、上位10 件の事業者が輸入額の75%以上を占めているが、これら輸入を行っている事業者の多くは「ワンマンオペレーター」と称される一人または数人で輸入業務を行っている事業者である。

図 6.5 フィンランド・ ロシア国境上の税関 位置図



出典:食料局提供資料。

ロシアからの林産物は、フィンランドとロシアの国境にある九つの税関のいずれかを 経由し、輸送手段はトラック及び鉄道による陸送が主体であるが、ごく少量の林産物は船 舶を使用して輸入されている ¹²⁷。

食料局は、ロシア産林産物について、関連法の執行及び違法伐採の状況または樹種分布の地域差 ¹²⁸を充分考慮し、一般報道機関による報道、環境保護団体の情報、輸出企業のウェブサイトに掲載される情報その他の違法伐採及び違法取引に係る情報の収集を重要な業務の一つとして位置付けている。

① 検査対象の特定と年間検査計画の作成

食料局の上級省庁である農林省によれば、市場投入法が定める事業者への検査は、EUTRの規定 ¹²⁹及び費用対効果の面から、国産材を生産する事業者を含めて全件検査ではなく「危険分析に基づく検査(Risk Analyses Based Inspection)」の手法を採用している。危険分析に基づく検査とは、検査対象をリスク評価またはリスクに係る情報を基にリスクをはらんでいる物品に特定して実施するものである。さらにこの検査の目的は、市場投入法が定める事項の遵守の「確認」にあり、同法違反行為の「取締り」は含まれていな

^{127 (2)} の項目のここまでのデータの出典は、食料局提供資料及び同局担当官の解説。

¹²⁸ 食料局では、ロシアの地方行政における法令の解釈及び執行状況がヨーロッパロシアとその他の地域で異なる事 実に注目して対応している。

¹²⁹ EUTR 第 10 条第 2 項。

V> 130

林産物輸入を行っている事業者の検査は、食料局が毎年作成する年間検査計画に基づき 実施する。

検査対象は、違法伐採に係る情報が存在する輸出相手国別または産地別に製品、樹種その他の輸入林産物のカテゴリーを特定し、これらに危険度の評価により優先順位をつけながら検査対象物品をさらに特定して、該当する物品を輸入した事業者を対象に検査を行う。輸入林産物の危険度評価では、認証材であれば「危険度が低い」と評価している。現在、輸入林産物検査件数の内の約50%は、ロシアから林産物を輸入している事業者に対する検査となっている。

年間検査計画には、食料局と農林省との協議内容または農林省からの指示を組み込む。 さらに、食料局に市場投入法違反の情報が入ったとき及び日常実施している情報収集において市場投入法違反が明らかになったときは随時検査を実施する。

図 6.6 税関が食料局に提供している通関データ

:M0	PVM					KAUPPA	KTAPA			PALIOUS1	tarvoeur TAVHAL	TAVHAL NIMI_1	ASNIMI_1	VIENIMI_1
	31.01.2018				СН	30	4		482 19010	0	43,00	1 Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	BUCHER AG LANGENTHAL
10000018031052500	31.01.2018				MU	11	3	4000	482 39085	1	5,00	2 Operator name (hidden)	EximEx Finland Oy	PROVISION GROUP LLC
			01		RU	11	3	4000	44011200	22464	1875,00	3 Operator name (hidden)	The state of the s	000 LAPLANDIA TRAKS
			01		NO.	li .	3	4000	94036010	1115	9824,00	4 Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BANO AS
10300218009000300			01	NO	NO	11	3	4000	\$4036010	981	10207,00	5 Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BANO AS
10300218009000500			01 (NO	11	3	4000	54036010	1134	12096,00	6 Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BANO AS
10300218022000100	22.01.2018	18	01.1	NO	NO .	11	5	4000	94036010	1063	12622,00	7 Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BANO AS
10800718007005000			01	US.	US	11	4	4000	48149070	2	99,00	8 Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	KRAVET FABRICS
19099718023000900			01	W.	RU	11	5	4000	48191000	5658	7296,00	9 Operator name (hidden)	Nurminen Logistics Services Ov	ZAO SMURFIT KAPPA ST PETERSBUR
19099718023000500			01	RU	MU	11	3	4000	48191000	246	212,00	10 Operator name (hidden)	Nurminen Logistics Services Ov	ZAO SMURFIT KAPPA ST PETERSBUR
19099718050000300					RU	11	5	4000	48191000	5286	4818,00	11 Operator name (hidden)	Nurminen Logistics Services Oy	ZAO SMURFIT KAPPA ST PETERSBUR
19138918012003500	12.01.2018	18	01 (CN	CN	30	4	4000	48191000	1	12,00	12 Operator name (hidden)	DML Express (Finland) Ov	SINYANG INT'L ENTERPRISE LTD
10335118017000100	17.01.2018	18	01 (CH	CH	11	3	4000	48194000	171	1960,00	13 Operator name (hidden)	DSV Road Ab	WETBOK AG
10335118027000400	22.01.2018	18	01 (CN	ĆH	11	5	4000	48194000	109	634,00	14 Operator name (Nidden)	DSV Road Ab	WETBOK AG
10335118029000200		18	01	CN	CH	11	5	4000	48194000	413	2125,00	15 Operator name (hidden)	OSV Road Ab	WETROK AG
10335118010000500		18	01	CH	CH	11	4	4000	48196000	1	25,00	16 Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	WETBOK AG
10334418004000100	04.01.2018	18	01.	CN	CN	ni i	1	4000	48201030	2091	4989,00	17 Operator name (hidden)	Schenker Dv	Folder Mate Enterprise Co., Ltd.
103351180080000100	08.01.2018	18	as (СН	СН	ni .	4	4000	48232000	1	390,00	18 Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Ov	GERBER INSTRUMENTS AG
14103318019000100	19.01.2018	18	01	PH	PH	11	1	4071	48191000	1	2,00	19 Operator name (hidden)	DHL Freight (Finland) Ov	EPSON PRECISION (PHILIPPINES), IN
19138918011052100	11.01.2018	18	ůi :	IP.	19	11	4	4000	48211010	9	48,00	20 Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Ov	EPOCH COMPANY LTD.
19138918029055100	29.01.2018	18	bs /	IIP.	3P	11	4	4000	48211010	64	218.00	21 Operator name (hidden)	Detl. Express (Finland) Ov	EFOCH COMPANYATO.
"801118016001200	16.01.2018	18	01	US	US	ni	4	4000	482 32000	43	775,00	22 Operator name (hidden)	DML Global Forwarding (Finland) Dy	HENNY PENNY CORPORATION
actrosessers/intrial-		79			De		2	4000	WEST 170000	40	LL/OD	\$5.4356-7800 simple (settlems)	Description Promounting (Frequesity Oc	HEIGHT HEIGHT CONTOUREDIN
		30			10.		3	*327	4K57 F010					Factor China water Life
						6	7	W 777	-					

出典:食料局提供資料

年間検査計画の策定及び日常的なモニタリングに使用する主な情報は、税関が提供する情報及びウェブサイトに掲載されている情報である。

税関は、食料局に随時、通関データの電子ファイルを提供している。このデータには、輸入物品の統計番号及び品名、数量、金額、サプライヤー及びバイヤーの名称及び所在地並びに物品の産地及び経由地が含まれている。データを受領した食料局は、このデータを分析し、日常的なモニタリングの他、年間検査計画の検査対象事業者を特定する作業に使用している。

¹³⁰ 市場投入法第5条及びEUTR第10条。

農林省は食料局に、EUTR 対象の林産物輸入事業者 30 件並びに EUTR 対象林産物を取扱っている事業者及び FLEGT ライセンス取得者の内、少なくとも 1 %を対象(合計検査対象約 200 件)とした 2019 年の年間検査計画の作成を命じている ¹³¹。

② 輸入林産物取扱事業者への検査

食料局が年間検査計画に基づき行う輸入林産物を取扱う事業者への検査は、電話でのインタビュー調査を主体とし、その結果、必要に応じて事業者を訪問する現地検査を実施している。

電話によるインタビュー調査では、デューデリジェンスの認識を問うことからはじまり、主にデューデリジェンスシステム文書の設置、デューデリジェンスのために行った情報収集の内容、物品のリスク評価及びリスク低減措置について聞き取り調査を行う。

インタビュー調査により現地検査の必要が生じたときは、食料局職員が事業者と現地調査の日時を打合せした上で事業者の事業所を訪問して、次の検査プログラムを2時間半から4時間かけて実施する。

- 検査の主旨説明。
- リスクアセスメント及びリスク低減手順を含むデューデリジェンスシステムの実施 状況の聞き取り。
- デューデリジェンスシステムの適切な機能及び手順に係る文書と記録の検査。
- デューデリジェンスシステム文書の確認。

食料局は、現地検査により不適合事項が検出された事業者には3か月以内に不適合事項を是正するよう指導し、翌年、再び現地検査を行う。

食料局によれば、これまでの検査では、年に一回または数年に一回輸入を行っている 事業者にデューデリジェンスの認識の欠落または文書の不備が検出されたが、ここ数年は 市場投入法に基づく林産物輸入の正しい手順が広く定着し、不適合検出件数は少なくなっ ているとのことである。

(4) 監視団体の活動

EUTR は監視団体の要件として、第一に法人格を有し EU 内で法的地位を有すること、第二に業務遂行上の適切な専門知識及び能力を有すること、第三に業務遂行にあたり一切利害衝突がないと保証できることをあげている ¹³²。

¹³¹ 食料局提供資料。

¹³² EUTR 第 8 条第 2 項。

欧州委員会は、表 6.41 に掲げた団体をフィンランドで活動する監視団体として、管轄官庁との協議を経て認証している。認証された七つの監視団体の内、フィンランド国内に事業所を設置している団体は三団体で、その他はフィンランド以外の EU 加盟国に事業所をおいている。

EUTR は監視団体の業務として、第一にデューデリジェンスの管理及び定期的評価並びに事業者による利用権の承認、第二に利用を承認した事業者によるデューデリジェンスシステムの適正利用の確認、第三に事業者がデューデリジェンスを適正に利用していないとき、特に事業者が重大または反復的な違反を行っているときの管轄官庁への通報を含む適切な措置をあげている 133。

さらに EUTR では、管轄官庁が管轄権が及ぶ領域で活動している監視団体の業務遂行 状況及び監視団体としての要件の維持を確認するための検査を実施すると定めている 134。

食料局担当官によれば、市場投入法には監視団体に係る規定がないため、これまで管轄官庁は監視団体の検査を行っていない。食料局は、EU委員会に申請があった団体の監視団体への認定をし、同局担当官は監視団体にEUTRに係る情報提供を行っているものの、監視団体のデューデリジェンスシステムを利用している事業者の数その他の監視団体の活動状況を把握していない 135。

フィンランド林産物協会によれば、フィンランドでは監視団体が提供するデューデリジェンスシステムを事業者が利用しているという情報に接したことはないという。

監視団体が提供するデューデリジェンスシステムを事業者が利用していない要因としては、第一として市場投入法施行前に、既にフィンランドでは ISO に基づく企業活動の標準化が行われ、林産企業は標準化作業の一貫として行動規範及び資材調達基準の設定を行い改善を重ねてきたため、デューデリジェンスシステムの要件を行動規範及び資材調達基準の一部として既に組み込んで運用していたまたは容易に導入できたこと、第二に大手林産物企業の行動規範及び資材調達基準はウェブサイトその他のツールにより公開されており、他の企業もこれらを参考に自社の規範や基準を設定できたこと、第三に大手林産物企業は原料や資材の調達先または取引企業に自社の行動規範や資材調達基準を遵守するよ

-

¹³³ EUTR 第 8 条第 1 項。

¹³⁴ EUTR 第 8 条第 4 項。

¹³⁵ 今回の現地調査における監督団体の活動に係る情報は、食料局からの推薦を受けて監督団体を訪問して得る予定であったが、当方の訪問申込みに対して監督団体から回答がなかったため、食料局及びフィンランド林産業協会から得ている。

う要求しているため、数多くの企業が大手林産物企業の行動規範及び資材調達基準に沿った規範及び基準を設定している事実が存在することが考えられている ¹³⁶。このためフィンランドでは、監視団体のデューデリジェンスシステムの導入と監査に費用をかける企業が登場していないようである。

136 フィンランド林産業協会における会合でのコメント。